

■研究・実践の課題（テーマ）

子ども食堂におけるヤングケアラーへのかかわりに関する研究—インタビュー調査から—

■主任研究者 安達内美子

■共同研究者 藤丸郁代

■研究・実践の目的、方法、結果、考察や提案等の概要

1. 研究目的

子ども・若者育成支援推進法の改正（令和 6 年 6 月 12 日）によって、ヤングケアラーは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者（第 15 条）と定義され、本格的にヤングケアラーの実態調査や支援体制づくりが始まった。2023 年度本研究所研究・実践の調査結果によると、ヤングケアラー等の子どもにかかわった経験がある子ども食堂は、ヤングケアラー等に関することを相談していた機関は、「行政機関」が多かったが、ヤングケアラーの状況やどのように関係機関につなげたかはまではわからなかった。そこで、2024 年度はヤングケアラーへの支援体制を検討するために、子ども食堂において支援に結び付ける連携の方策を明らかにすることを研究目的とし調査を行った。

2. 研究方法

愛知県内の 17 箇所の子どもの食堂を対象として訪問（一部 zoom と本学で面談を含む）し、インタビュー調査を実施した。子どもの食堂の基本的な情報、ヤングケアラーやその可能性があると思われた子ども（以下、ヤングケアラー等）の様子で気づいたことなどを語ってもらった。対象者には事前に調査の概要を説明し、インタビュー内容は、IC レコーダーに録音、メモをとることに対して同意を得た。なお、本研究は本学の倫理審査委員会の承認を得た。対象者ごとに逐語録を作成し、ヤングケアラー等に対応した部分や方法などの記述部分を取り出し、気づきやかかわり方をまとめた。

3. 結果及び考察

17 箇所の子どもの食堂は、すべて食事の提供を行っており、そのほかにフードパントリー 12 箇所、弁当配布 10 箇所、イベントの開催、学習支援などさまざまな活動を行っていた。ヤングケアラー等にかかわった子どもの食堂は 6 箇所（35.3%）であり、その中で 9 件のヤングケアラー等の事例が得られた。事例から子どもの食堂の活動から気づいたヤングケアラー等の特徴（表 1）、子どもの食堂の活動の中でのヤングケアラーへのかかわり方（表 2）をまとめた。

子どもの食堂では、参加した子どもの様子、食事を提供したときの状況、さまざまな活動からヤングケアラー等の特徴をとらえていた。参加時のかかわりの配慮がみられ、また、継続的に子どもの食堂に参加してもらえるように声をかけたり、ヤングケアラー等に対して他の活動に結び付けたりしていたことが考えられた。以上のことから、子どもの食堂においてヤン

グケアラ等にかかわっている状況が明らかになった。今後は事例をとおして、支援体制のための課題を検討していく予定である。